|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| 　※質問通告の取り下げについて　　・みよし副委員長（維新）より委員長へ、本日の委員会を欠席するため、質問通告を取り下げたい旨の申し出があり、委員長からの要請で、事務局がみよし副委員長の申し出を各会派に　　　確認し、了承。（昼休憩中）◎　一般審査の終了について　　○維新より、急遽欠席となったみよし委員の質問を、他の委員が２巡目として質問したい旨の申し出があり、各会派に意向聴取。[各会派の意向]　　　 ・公明：欠席した議員のために２巡目の質問をした事例がないのであれば、他の委員会にも波及することであり、実施にあたっては十分に検討した方がよいと思うので、今回の維新の申し出は取り下げる方がよい。・自民：一定柔軟性も必要だとは思うが、公明同様に他の委員会にも波及することであり、今後検討する必要があると思うので、今回の維新の申し出は取り下げる方がよい。　　　　・共産：今回の維新の申し出を受け入れると、１人の議員が時間が余ったからといって、２回に分けて質問することが認められることになる。なお、直近の申請でオンライン参加が認められれば、問題が生じなかった。オンライン委員会の開会を求める場合は、運営要綱では、２日前の午後１時までに申請しなければならないが、もう少し後の締切日時としてもいいのではないか。　　　　・民主：少数会派としては、時間が余ったときに再度質問できることになればよいことだが、慎重に決めるべきである。 [協議の結果]　　　　・維新が、申し出を取り下げたことから、笹川委員（維新）の質問終了をもって、一般審査を終了することで、各会派了承。　◎　知事質問の取扱いについて　　１　知事への質問要求　　　　〔別紙「健康福祉常任委員会 知事質問要求一覧表」参照〕　　　・これまでの審査過程で４名の委員から知事への質問要求があり、項目について各会派了承。　　　・各会派の質問持ち時間は、公明１０分、自民１０分、共産１０分、民主１０分。　　２　質問順位　　　・多数会派順で、各会派了承。　　　・「知事質問予定概要一覧」を事務局に作成させ、府議会ホームページに掲載。　　　・質問は、質問項目の範囲内で行うよう要請。　　　・会派の質問持ち時間を経過した時点で、メモを入れる。　　３　知事質問の日程　　　・議長団において調整の結果、１０月２０日(木)午後１時から行うことを報告。　　　・知事質問時に資料等を使用する場合は、１０月１９日の午後５時までに資料の写しを提出。　　　・知事質問は、第１委員会室で実施。　　４　知事質問日の委員会の進め方　　　・委員会の再開宣告後、知事質問を実施。　　　・質問終了後、暫時休憩、代表者会議を開会し、意見開陳の有無、議案及び請願に対する賛否等を確認。　　　・代表者会議終了後、委員会を再開し、質疑・質問を終結したのち、意見開陳、採決を行うことで、各会派了承。　　５　その他　　　・中野委員長から、委員会として管内視察の実施について、発言あり。　　　　八重樫委員（公明）より、万博特別委員会では、委員会として実施せず、有志として視察したと聞いているとの発言があり、改めて協議。　◎ 次回の代表者会議について　　・次回の委員会の知事質問終了後の休憩時に開会。 |